

## 人権施策に関する経過等

1	人権教育のための国連10年について	1
2	国の人権施策について	2
3	人権関係審議会等の変遷について	3
4	国・長野県の同和対策の経過	4
5	県部落解放審議会答申（平成14年1月24日）概要	6
6	県単等同和対策事業の状況について	8
7	長野県人権政策について	11

# 人権教育のための国連10年について

	国連	国	県
昭和23年12月	世界人権宣言の採択		
平成6年12月	「人権教育のための国連10年」採択 (平成7年～10年間)		
平成7年12月		人権教育のための国連10年推進本部	
平成9年7月 10月		人権教育のための国連10年国内行動計画	長野県人権教育のための国連10年推進本部 人権教育のための国連10年長野県行動計画策定委員会
平成10年10月			人権教育のための国連10年長野県行動計画
平成11年			
平成12年			
平成15年			
平成16年3月 平成16年6月			人権教育指導の手引き
平成16年12月	「人権教育のための世界計画決議」採択	「人権教育の指導方法等の在り方について」(第一次とりまとめ)	
平成17年	第1フェーズ(2005年～2007年)行動計画		
平成18年1月		「人権教育の指導方法等の在り方について」(第二次とりまとめ)	
平成19年			
平成20年3月 予定		「人権教育の指導方法等の在り方について」(第三次とりまとめ)	

# 国の人権施策について

人権・男女共同参画課

## 人権擁護施策推進法

設置：平成8年12月26日公布

主な内容：人権擁護推進審議会の設置

教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項については2年、人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項については5年以内に答申する。

時限立法：平成14年3月31日で失効



## 人権擁護推進審議会

### 教育及び啓発に関する答申

答申日：平成11年7月29日

答申概要

人権の現状：様々な人権課題の存在  
人権教育の課題：指導方法や指導者についての問題、中立性の確保等  
人権啓発の課題：マンネリ化傾向、実施主体間相互の連携不足等  
教育・啓発のあり方：実施主体間の十分な連携、国民からの理解と共感等  
効果的な推進の方策：教育・啓発を推進する責務を負う国とその他の実施主体が、相互に連携しつつ推進することが重要  
おわりに：政府が速やかに所要の行財政措置を講ずることを望む

### 人権救済に関する答申

答申日：平成13年5月25日

答申概要

人権救済制度の果たすべき役割  
人権侵害の類型と必要な救済措置  
調査手続・権限の整備  
人権救済機関の組織体制の整備  
追加答申日：平成13年12月21日  
答申概要  
人権擁護委員制度の改革  
人権擁護委員制度の沿革、現状及び課題  
人権擁護委員制度の位置づけ  
適任者確保の方策  
人権擁護委員活動の活性化の方策



## 人権教育・啓発推進法

公布施行日：平成12年12月6日

目的：国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにし人権教育・啓発の施策の推進

主な内容

国、地方公共団体、国民の責務  
基本計画の策定 財政上の措置



## 人権擁護法案

審議経過

平成14年3月8日

参議院法務委員会へ

平成15年10月10日

衆議院解散に伴い廃案

概要

総則：目的、人権侵害等の禁止等

人権委員会：設置、組織、構成等

人権擁護委員：設置、任期、職務等

人権救済手続：一般救済手続、特別救済手続

労働関係特別人権侵害等に関する特例  
その他

## 人権教育・啓発に関する基本計画

策定：平成14年3月法務省、文部科学省策定

主な内容

はじめに 人権教育・啓発の現状  
人権教育・啓発の基本的在り方  
人権教育・啓発の推進方策 計画の推進

# 人権関係審議会等の変遷について

人権・男女共同参画課

## 人権教育のための国連 10 年 長野県行動計画策定委員会

設置根拠：委員会設置要綱（H10.4.1）  
委員：15名以内（H10.4.1～H11.3.31）  
目的：人権教育のための国連10年県行動計画の策定にあたり県民の意見の反映  
所掌事務：  
・ 人権教育のための国連10年県行動計画に関する提言等



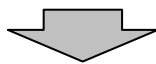
## 人権啓発推進委員会

設置根拠：委員会設置要綱  
委員：15名以内（任期2年）  
（第一期：H11.6.24～H13.3.31）  
（第二期：H14.7.9～H16.7.8）  
目的：人権教育及び人権啓発に関する事項の総合的かつ効果的な推進  
所掌事務：  
・ 人権教育のための国連10年県行動計画に関する提言等  
・ 人権教育及び人権啓発の推進方策に関する提言等



## 人間尊重推進委員会

設置根拠：委員会設置要綱（H16.10.25）  
委員：10名以内（任期2年）  
（H17.10.24～H19.10.23）  
目的：共生社会の実現を目指した、人間尊重施策の総合的かつ効果的な推進  
所掌事務：人権教育及び人権啓発の施策に関する提言等



## 人権政策審議会

設置根拠：人権政策審議会条例（H19.7.17）  
委員：10名以内（任期2年）  
任務：人権政策に関する重要事項の調査審議

## 部落解放審議会

設置根拠：部落解放審議会条例（S27.12.18）  
委員：15名以内（任期2年）  
（最終任期：H12.6.19～H14.6.18）  
任務：部落解放に関する重要事項の調査審議

法律の失効及び一般対策事業への移行  
廃止条例の提案 H17.2 県会 否決  
<否決理由>  
廃止するには新たな人権施策を検討  
する条例案が提出されるべき

## 国・長野県の同和対策の経過

人権・男女共同参画課

年度	国	県
36 40 41	同和対策審議会令公布 ・ 内閣総理大臣から諮問（12.7） 「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」 ・ 同和対策審議会答申（8.11）	S27 長野県部落解放審議会条例公布  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                         ・ 審議会に知事から諮問（3.19）                          「同和対策審議会設置法に基づいて設置された同和対策審議会の答申に対応する本県の具体的部落解放対策はどうあるべきか」                     </div>
44 49	同和対策事業特別措置法施行（7.10） （S44.7.10～S54.3.31）  49	・ 部落解放審議会答申（12.10） 長野県同和対策長期計画策定（S45.6） 昭和44年度～53年度  同上計画の後期総合策定（S49.6） 昭和49年度～53年度
54 55 56	同和対策事業特別措置法延長（7.10） （S54.4.1～S57.3.31）  55 56	県勢発展第3次5か年計画に基づく同和対策の推進策定（S54.9）昭和54年度～56年度  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                         ・ 審議会に知事から諮問（11.29）                          「本県における同和行政を推進する上で部落解放を目的とした運動団体とのあり方について」                     </div> ・ 部落解放審議会答申（2.23）
57 61 62	地域改善対策特別措置法施行（4.1） （S57.4.1～S62.3.31） 地域改善対策協議会設置 （S57.4～S62.3.31） 61 地域改善対策協議会意見具申（12.11） 「今後における地域改善対策について」 62 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行（4.1） （S62.4.1～H4.3.31） 地域改善対策協議会設置延長（H4.3.31まで）	長野県同和対策新5か年計画策定（S58.3） 昭和57年度～61年度  長野県同和対策5か年計画策定（S62.12） 昭和62年度～平成3年度
3 4 8	3 地域改善対策協議会意見具申（12.11） 「今後の地域改善対策について」 4 地对財特法延長（3.31） （H4.4.1～H9.3.31） 地域改善対策協議会設置延長（H9.3.31まで） 8 地域改善対策協議会意見具申（5.17） 「同和問題の早期解決に向けた今後の基本的な在り方について」 閣議決定（7.26） 「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について」	長野県同和対策5か年計画策定（H5.2） 平成4年度～平成8年度

年度	国	県
9	人権擁護施策推進法施行（3.25） （H9.3.25～H14.3.24） 地对財特法延長（3.31） （H9.4.1～H14.3.31）  人権擁護推進審議会設置（5.27） ・ 諮問（5.27） 「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を 深めるための教育及び啓発に関する施策の総 合的な推進に関する基本的事項について」 （法務・文部大臣、総務庁長官） 「人権が侵害された場合における被害者の救 済に関する施策の充実に関する基本的事項に ついて」（法務大臣）	長野県同和対策5か年計画策定（H9.12） 平成9年度～平成13年度
11	・ 人権擁護推進審議会答申（7.29） （人権教育・啓発について）	<div data-bbox="906 958 1473 1115" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・ 審議会に知事から諮問（5.21）              「地域改善対策特定事業に係る国の財政              上の特別措置に関する法律期限後の本県              の同和対策のあり方について」</p> </div> <p>・ 部落解放審議会答申（1.24）            県単独同和対策事業は平成13年度をもって終了</p>
12	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律施行 （12.6）	
13		
14		

# 県部落解放審議会答申（平成 14 年 1 月 24 日）概要

## 第 1 同和問題解決のための基本方向

### 1 同和問題に関する基本認識

人権の世紀といわれる 21 世紀を迎え、国や地方公共団体はもとより、国民一人一人が同和問題の解決に向けより一層主体的に努力していかなければならない。これまでの成果と課題を踏まえ、就労、教育等の課題や、依然として差別事象があとを絶たない現状を受け、同和行政を進める必要がある。

### 2 同和問題解決への取組の経緯並びに現状と課題

特別対策事業により、環境改善などの基盤整備が進展するなど一定の成果をあげたが、少数散在型のため総合的対策が困難だという問題や、就学・就労等における較差もある。

人権尊重の意識は高まってはいるが、差別事象は依然としてあとを絶たない。人権教育・啓発推進法により、人権教育・啓発に関する施策の推進が求められている。

### 3 今後の施策の基本的な方向

特別対策事業は平成 13 年度末をもって終了し、残された課題は一般対策に工夫を加えつつ対応する。

同和行政を「あらゆる差別をなくす」総合政策の原点として位置付け、教育・啓発を中心とした適切な措置を講ずる。

施策の推進にあたっては、市町村、協調運動団体、各種団体との連携を図るべき。

## 第 2 同和問題解決のための施策の方向

### 1 県単独事業の方向

#### (1) 環境改善事業等の基盤整備に関する事業、個人給付事業

特別対策事業は平成 13 年度末で終了し、一般対策に移行、必要に応じ経過措置を講ずる。

#### (2) 意識調査の必要性

引き続き「県民意識調査」などの実施が必要

### (3) 人権に関わる相談体制の整備

人権問題は、複雑化、多様化しており専門的な立場からの具体的な対応が必要  
相談者からすれば、窓口が明確で、相談しやすい身近な総合的窓口体制を求めている。

県民にとって利用しやすい相談体制の整備を行う必要がある。

### (4) 条例の制定

あらゆる人権が護られる条例の制定について主体的な検討が必要

## 2 教育・啓発のあり方

### (1) 人権教育・人権啓発の推進

教育・啓発は、引き続き積極的に推進していくべき。

同和問題を重要な柱として人権教育、啓発の推進という視点からの再構築が必要  
国際協調、国際的人権感覚の視点も重視し、指導者の資質向上、人材育成を進める。

### (2) 人権同和教育基本方針について

同和教育基本方針の見直しは、共生の視点に立った集団づくりや、住民参加・参画の教育を進める必要がある。

### (3) 人権啓発センターの充実

21世紀にふさわしい総合的人権センターを目指し、施設も含めて見直しを図っていく必要がある。

## 3 今後の協調団体との関わり方

今後も協調するが、既存4団体に留め、関係も見直しを行う必要がある。

補助金、委託料については、説明責任や情報公開の観点から所要の見直しを行う。

## 4 長野県部落解放審議会のあり方

名称、目的等の変更を含め改組の上、人権・同和問題の解決に向け第三者機関として活用すべき。

## 5 県の体制と今後の方向

施策の推進にあたっては、全庁的な取り組みが必要であり、人権・同和政策課、同和教育課が総合調整機能を発揮することが求められる。

人権の世紀に対応した総合的な人権行政のあり方、新たな行政機能の充実の検討が必要。

今後の本県の総合的な人権・同和施策の基本的方向を示すべき。



## 県単等同和对策事業の状況について

### 【 予算額及び事業数 】

区 分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
1 廃止事業(事業数)	5,791 (11)	-	-	-	-	-	-
2 一般対策移行事業(事業数)	1,203,295 (18)	-	-	-	-	-	-
3 経過措置事業(事業数)	1,462,789 (21)	1,196,881 (21)	894,799 (19)	516,300 (11)	44,003 (4)	42,300 (3)	41,114 (3)
合 計	2,671,875 (46)	1,196,881 (21)	894,799 (19)	516,300 (11)	44,003 (4)	42,300 (3)	41,114 (3)

### (1) 廃止事業

番号	事業名	所管課	13年度 予算額	備 考
1	小規模住宅地区等改良事業	建築管理課	0	
2	幼稚園入園支度金等交付事業	同和教育課	102	
3	児童生徒入学支度金支給事業	同和教育課	1,402	
4	児童保育所等入所支度金等交付事業	青少年家庭課	1,688	
5	同和関係者調理師試験準備講習会	食品環境水道課	92	
6	産業廃棄物処理指導事業	廃棄物対策課	33	
7	同和地区建設業者受験準備講習事業	監理課	737	
8	二級建築士等試験準備講習事業	建築管理課	546	
9	総合健康センターの利用	保健予防課	0	
10	不動産取得税の特別措置	税務課	0	
11	食生活改善事業、同和地区栄養指導事業	保健予防課	1,191	
合 計			5,791	

### (2) 一般対策移行事業

番号	事業名	所管課	予算額		備考(移行先の事業名等)
			13年度	14年度	
1	設備貸与資金	産業振興課	60,000 0		中小企業融資制度資金
2	同和地区企業経営技術改善支援事業	産業技術課	420 0		中小企業支援センター事業
3	同和对策専門指導員設置事業	人権・同和政策課	2,219 2,223		人権・同和政策専門指導員設置事業
4	同和问题啓発活動事業	人権・同和政策課	33,209 36,251		人権・同和问题啓発推進事業
5	労働教育事業(同和问题講座)	労政課	440 440		労働教育講座事業
6	消費者啓発事業	生活文化課	210 210		消費者の自立支援事業
7	同和教育推進教員設置事業	同和教育課	1,013,477 0		児童生徒支援加配教員設置事業
8	同和教育研究指定校	同和教育課	560 560		人権同和教育研究指定校
9	同和教育啓発補助事業	同和教育課	17,308 13,067		人権同和教育啓発補助事業
10	同和教育推進教員活動促進事業	同和教育課	27,329 0		児童生徒支援加配教員活動促進事業
11	同和地区高校生等学級開設補助事業	同和教育課	660 15,000		12と統合 人権同和教育促進事業
12	同和地区少年教育活動促進補助事業	同和教育課	19,455 0		11と統合 人権同和教育促進事業
13	同和教育推進員設置事業	同和教育課	18,601 18,645		人権同和教育推進員設置事業
14	小規模事業経営支援事業費補助金	産業振興課	9,407 0		小規模事業経営支援等補助金の一部
15	(専修学校等生徒修業奨励費交付事業)	法規学事課	(4,360) (0)		生活福祉資金、日本育英会の貸付等
16	(高等学校等進学奨励費貸与事業)	同和教育課	(49,804) (0)		県高等学校等奨学金、日本育英会の貸付等
17	(農業近代化資金利子補給事業(同和資金))	農政課	(417) (0)		農業近代化資金利子補給事業
18	(同和地区福祉資金貸付事業)	人権・同和政策課	(48,000) (0)		生活福祉資金等
合 計			1,203,295 86,396		

注：15～18は、在学生または既貸付分について経過措置を設けているため、「3 経過措置事業」に掲載されている事業と重複します。

## (3) 経過措置事業

番号	事業名	所管課	予算額		備考
			13年度	14年度	
1	同和地区農業振興事業 (農林業同和対策事業の一部として実施)	農村整備課	81,000	60,000	経過措置期間 3年
2	同和地区林業振興事業 (地域づくり総合支援事業の一部として実施)	林業振興課	0	0	経過措置期間 1年以内
3	環境改善事業	人権・同和政策課	75,000	41,000	経過措置期間 3年
4	厚生住宅建設促進事業	住宅課	20,000	16,000	経過措置期間 3年
5	住宅改修資金補助事業	建築管理課	18,000	7,931	経過措置期間 3年
6	専修学校等生徒修業奨励費交付事業	法規学事課	4,360	792	在学生について経過措置(一般対策と重複)
7	同和対策技能修得事業	人権・同和政策課	4,760	4,600	普通、大型特殊免許は経過措置期間1年 大型、二種免許は経過措置期間2年
8	同和地区妊産婦給付金支給事業	保健予防課	6,450	2,580	経過措置期間 2年
9	高等学校等進学奨励費貸与事業	同和教育課	49,804	33,204	在学生について経過措置(一般対策と重複)
10	同和地区小規模企業資金 (中小企業融資制度資金の一部として実施)	産業振興課	876,091	728,169	経過措置期間 3年
11	農業近代化資金利子補給事業(同和資金)	農政課	417	299	既貸付分について経過措置(一般対策と重複)
12	同和地域農業経営資金利子補給事業	農政課	2,385	1,461	経過措置期間 3年
13	同和地域農地等取得資金利子補給等事業	農政課	5,684	4,257	経過措置期間 3年
14	同和地区福祉資金貸付事業	人権・同和政策課	48,000	44,884	既貸付分について経過措置(一般対策と重複)
15	長野県隣保会館運営事業	人権・同和政策課	10,201	8,322	経過措置期間 1年
16	同和教育推進協議会補助事業	同和教育課	35,963	34,734	経過措置期間 1年
17	同和対策推進員設置事業	人権・同和政策課	18,780	16,848	経過措置期間 5年以内
18	職業相談員の設置	雇用対策室	8,595	8,490	経過措置期間 5年以内
19	営農指導員設置事業	農業技術課	23,403	23,214	経過措置期間 5年以内
20	同和対策指導助成事業	人権・同和政策課	132,353	123,029	経過措置期間 5年以内
21	社会同和教育推進補助事業	同和教育課	41,543	37,067	経過措置期間 5年以内
合 計			1,462,789	1,196,881	

# 同 和 対 策 事 業 等 見 直 し 状 況 一 覧 表

(H19.4.1現在)

番号	所管課	事業名	事業内容	H18予算額 (一般財源)	H19予算額 (一般財源)	14年度当初の見直し	15年度当初の見直し	備 考
<b>1 環境改善事業等</b>								
1	農村整備課	同和地区農業振興事業	農業関係ハード整備補助	0 (0)	0 (0)	補助率2/3 1/2 残事業実施のため、経過措置3年	→	H17:廃止
2	林業振興課	同和地区林業振興事業	林業関係ハード整備補助	0 (0)	0 (0)	H14:廃止 一般対策(地域づくり総合支援事業)へ移行	→	
3	ユマニテ・人間尊重課	環境改善事業	土木・福祉関係ハード整備補助	0 (0)	0 (0)	補助率2/3 1/2 残事業実施のため、経過措置3年	→	H17:廃止
4	住宅課	厚生住宅建設促進事業	低所得者市町村営住宅整備補助	0 (0)	0 (0)	残事業実施のため、経過措置3年	→	H17:廃止
5	建築管理課	住宅改修資金補助事業	住宅水洗化補助	0 (0)	0 (0)	補助額減の上、残事業実施のため、経過措置3年	→	H17:廃止
<b>2 個人を対象とした事業</b>								
<b>(1)個人給付事業</b>								
6	私学教育振興室	専修学校等生徒修業奨励費交付事業	専修学校入学・在学奨励金	0 (0)	0 (0)	在学生分のみ継続	→	H17:廃止
7	ユマニテ・人間尊重課	同和対策技能修得事業	運転免許取得支援	0 (0)	0 (0)	経過措置 普通、大型特殊1年 大型、二種免許2年	→	H16:廃止
8	保健予防課	同和地区妊産婦給付金支給事業	妊産婦給付金	0 (0)	0 (0)	周知期間として経過措置2年	→	H16:廃止
<b>(2)資金等貸付事業</b>								
9	高校教育課	高等学校等進学奨励費貸与事業	高校・大学等奨学金貸付	0 (0)	0 (0)	在学生に経過措置	→	H17:廃止 国への償還分のみ継続
10	産業振興課	同和地区小規模企業資金	同和地区小規模企業貸付・信用保証料補助	0 (0)	0 (0)	企業の中期資金計画に配慮し、経過措置3年	→	H17:廃止
11	農政課	農業近代化資金利子補給事業(同和資金)	農業近代化資金利子補給	0 (0)	0 (0)	過年度承認分の利子補給のみ継続	→	H18:廃止 (H17年度末:利子補給終了)
12	農村振興課	同和地域農業経営資金利子補給事業	農業経営資金利子補給・信用保証料補助	399 (399)	234 (234)	経過措置3年	→	H17:新規貸付廃止 (過年度利子補給継続)
13	農村振興課	同和地域農地等取得資金利子補給等事業	農地取得資金利子補給・信用保証料補助	1,024 (1,024)	464 (464)	経過措置3年	→	H17:新規貸付廃止 (過年度利子補給継続)
14	人権・男女共同参画課	同和地区福祉資金貸付事業	低所得者生活資金貸付	40,877 (0)	40,416 (0)	H14:新規貸付廃止 継続貸付分のみ継続	→	
<b>3 教育・啓発事業</b>								
15	人権尊重推進課	長野県隣保会館運営事業	長野県隣保会館運営費補助	0 (0)	0 (0)	経過措置1年以内に長野市等と検討し、財団を解散	→	H15:廃止 (14.12.25財団解散)
16	文化財・生涯学習課	同和教育推進協議会補助事業	同和教育推進協議会補助	0 (0)	0 (0)	経過措置1年以内に事業内容を見直し、2分の1以内の補助	→	H15:人件費補助率 10/10 1/2 H16:廃止
<b>4 相談員・指導員等設置事業</b>								
17	ユマニテ・人間尊重課	同和対策推進員設置事業	同和対策推進員設置	0 (0)	0 (0)	報酬単価の引き下げ 経過措置5年の期間内に毎年見直し	→	人権・同和対策委託事業に統合
18	産業活性化・雇用創出推進局	職業相談員の設置	職業相談員設置	0 (0)	0 (0)	経過措置5年の期間内に毎年見直し	→	H15:1/3削減 H16:廃止
19	産業振興課	小規模事業経営支援事業費補助金	経営指導員設置	0 (0)	0 (0)		→	H15:1/3削減 H16:廃止
20	農業技術課	同和対策営農特別指導事業	営農指導員設置	0 (0)	0 (0)	経過措置5年の期間内に毎年見直し	→	H15:1/3削減 H16:廃止
<b>5 運動団体への補助事業等</b>								
21	ユマニテ・人間尊重課	部落解放同盟長野県連合会事業運営費補助金	同盟運営費補助	0 (0)	0 (0)	補助金・委託料の事業内容を整理 経過措置5年の期間内に毎年見直し	→	H15:1/2削減 H16:廃止
		人権・同和対策委託事業	協調運動団体生活相談・啓発等委託	0 (0)	0 (0)	補助金・委託料の事業内容を整理 経過措置5年の期間内に毎年見直し	→	H15:1/2削減 H16:廃止
22	文化財・生涯学習課	社会同和教育推進補助事業	協調運動団体同和教育推進補助	0 (0)	0 (0)	経過措置5年の期間内に毎年見直し	→	H15:1/2削減 H16:廃止
<b>予算合計</b>				42,300 (1,423)	41,114 (698)	削減額 1,703 (1,172)		

19「小規模事業経営支援事業費補助金」は、一般対策移行事業であるが知事特認で同和担当経営指導員等を設置していたため記載。

# 長野県人権政策について

人権・男女共同参画課

## 人権教育のための国連 10 年長野県行動計画

策定日：H11.3.15

主な内容

基本目標：「人権を尊重し差別のない明るい長野県づくり」の実現

基本姿勢：あらゆる機会を通じての人権教育の推進

県民の主体的な参加

人権の理解から人権尊重への意識の高揚

自らの尊厳を認識しお互いの多様性を尊重しあう「共生の心」の醸成

異なった文化や考え方が互いに交流できる「共生社会」の実現

目標年次：平成 16 年

構成：総論

人権問題の現状と重要課題への対応：女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題など

あらゆる場を通じた人権教育の推進：学校、家庭・地域、企業など

人権教育の効果的な推進

行動計画の推進

## 長野県人権教育・啓発推進指針

策定日：H15.4.1

趣旨：人権教育・啓発推進法第 5 条の規定に基づき、県人権施策を策定し、実施方針を示す指針の位置づけ

人権課題にかかわる計画等の基になるもの

主な内容：はじめに：指針策定の根拠

基本目標：差別のない明るい社会の実現

人権をめぐる県内外の動向：人権に関する計画策定等の取組

人権教育・啓発の現状：学校教育・社会教育、人権啓発の内容等

人権教育・啓発の基本方向：学校、家庭・地域、企業等における教育・啓発の内容等

施策の推進方策：市町村、NPO等との連携等

人権課題に関わる各種の計画・施策等

- ・長野県障害者プラン
- ・長野県男女共同参画計画 など

事業の実施・推進

一人ひとりの“ちがい”が尊重される社会へ  
< 差別のない明るい社会の実現 >

# 長野県人権教育・啓発推進指針の概要

## 指針の主な内容

### 1 「はじめに」

#### 指針策定の根拠

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第5条に規定する施策の策定及び実施のため。」

(参考) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 第5条  
「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」

### 2 「第1 基本目標」

#### 差別のない明るい社会を実現する。

- ・県民一人一人が人権問題を自分自身の課題としてとらえる。
- ・互いの人権を尊重する意識や態度を身につける。
- ・日常生活の中で人権尊重を当たり前のこととして行動する。

### 3 「第2 人権をめぐる県内外の動向」

- ・県、市町村の人権に関する計画策定等の取組
- ・国の審議会の意見具申、人権関係の法律の施行

### 4 「第3 人権教育・啓発の現状」

- ・県の学校教育及び社会教育の内容等
- ・県の人権啓発の内容等

### 5 「第4 人権教育・啓発の基本方向」

- ・学校、家庭・地域、企業等における教育・啓発の内容
- ・教職員、マスメディア関係者、企業の経営者等への研修の充実
- ・広報メディア、イベント等による多様な教育・啓発の推進
- ・人権に関する相談窓口の設置の研究、隣保館の活用等による支援の充実

### 6 「第5 施策の推進方策」

- ・人権教育のための国連10年長野県行動計画等人権課題に関わる各種計画による施策の推進
- ・市町村、NPO等との連携